

産業融資のご案内

▶ 板橋区産業融資制度とは

区内中小企業の育成と振興のため、区が低利の融資を区制度取扱金融機関（区と契約締結している金融機関）にあっせんし、融資実行後に利子補給を行う制度です。取扱金融機関と東京信用保証協会の協力のもと、中小企業者のみなさまの安定的な資金調達を支援します。

※この制度は区が直接貸付するものではありません。

▶ 区の産業融資をご利用いただける方

利用対象者は以下のすべての要件を満たす「中小企業者（NPO法人含）」です。

小売業

（飲食業を含む）

資本金5千万円以下
または
従業員数50人以下

卸売業

資本金1億円以下
または
従業員数100人以下

サービス業

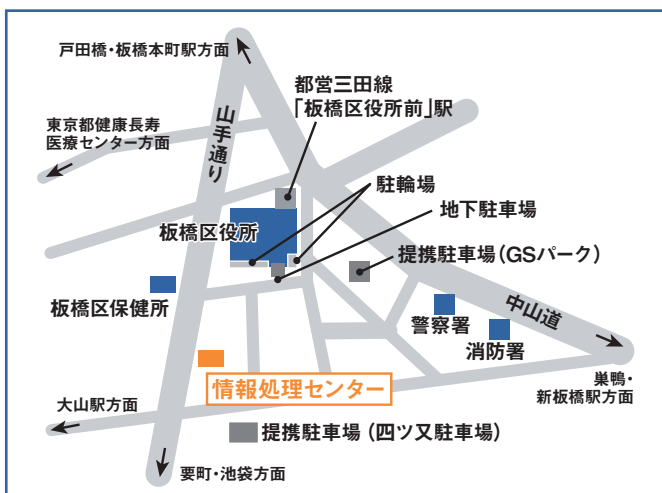
資本金5千万円以下
または
従業員数100人以下

製造業等(※)

資本金3億円以下
または
従業員数300人以下

(※)ソフトウェア業・情報処理サービス業・建設業・不動産業・運送業などを含む

- 1 法人の場合、本店登記及び活動実態（本社機能）が区内にある方（バーチャルオフィスは対象外）
- 2 個人の場合、確定申告上の主たる売上のある事業所が区内にある方（事業主の住所地は問いません）
- 3 1年以上同一事業を営んでいる方（創業支援融資を除く）
- 4 申込みをする日までに納期が到来した個人住民税（および軽自動車税）もしくは法人住民税を完納している方（分納中の方はご利用いただけません）
- 5 東京信用保証協会の保証対象業種を営んでいる方
（対象外業種の例：農林・漁業、遊興娯楽業の一部、金融業の一部、宗教法人の方など）
- 6 許認可などの必要な業種については、その許認可などを受けている方
- 7 資金の使途が適切であり、かつ、返済能力のある方



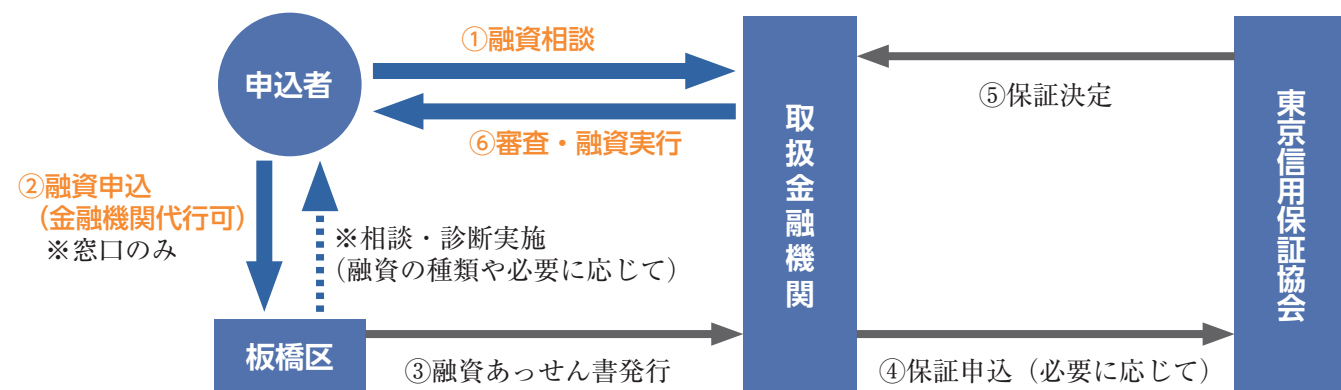
目次

- P1 ご利用の流れ、経営相談
- P2 利子補給、東京都制度との併用
- P3 ご利用時の注意事項
- P4 よくあるご質問
- P5～6 融資制度一覧 ①
- P7～8 融資制度一覧 ②
- P9～10 お申込みに必要な書類、利子補給の優遇加算措置
- P11 取扱金融機関一覧



ご利用の流れ

▶ お申込みから借り受けまでの流れ



★ 板橋区に融資あっせんの申込みをする前に、融資申込予定の取扱金融機関に相談をしてください。

★ 融資あっせんの申込みは金融機関による代行が可能です。(創業支援・経営改善特例・事業承継資金・持続成長支援融資を除く)。

- お申込みに必要な書類をすべてそろえて、区窓口にご提出ください。※**郵送不可**
※創業支援・経営改善特例融資等、計画書の提出が必要な融資をご利用する場合は、中小企業診断士との面談が必要です。詳しくは、下記「中小企業診断士による経営相談」をご覧ください。
- 区から取扱金融機関に融資のあっせん書を発行します。取扱金融機関は、11 ページの「取扱金融機関一覧」をご確認ください。
- 取扱金融機関にて審査、また、お客様とのご相談により、信用保証協会に保証を申込みます。
- 信用保証協会の審査に基づいて保証が決定されます。
(審査により、保証されない場合があります。)
- 取扱金融機関が状況を総合的に審査し、融資を実行します。
(審査により、融資が否決される場合や、融資額が減額される場合があります。)

信用保証協会とは…

中小企業者や小規模企業者が金融機関から融資を受ける際に保証人となることで円滑な資金調達を支援する公的機関です。 ■ 東京信用保証協会 池袋支店 03-3987-5445

▶ 中小企業診断士による経営相談

産業融資の利用の有無を問わず、中小企業の経営の改善や安定化を目的として、中小企業診断士が経営・金融・情報化など経営全般にわたってご相談に応じます。

創業支援・経営改善特例・事業承継資金・持続成長支援融資を申込み場合は、事前に面談が必要となりますので、お電話にてご予約ください。

- 相談窓口：産業振興課 (板橋 2-65-6 板橋区情報処理センター 5 階)
- 相談時間：月～金曜の 9 時～ 17 時 (12 時～ 14 時を除く、1 時間毎)
- 申込方法：要電話予約 (03-3579-2172)
※「経営相談」「創業相談」「事業承継相談」など、相談内容をお申し付けください。

▶ 利子の一部を区が助成します (利子補給)

融資の種類ごとに定められた期間と割合で、区が利子補給を行います。

利子補給は、金融機関を通して行います。利子補給金の受取方法は利用金融機関へお問い合わせください。

補給金額は、滞納や条件変更があった場合も、貸付当初の返済方法で返済されているものとみなし、計算されます。ただし、一部繰上などにより実際の残存元金がこれを下回る場合は、実際の残存元金に基づいて計算されます。

また、次のいずれかに該当した場合は利子補給を停止もしくは補給率を引き下げます。**要件該当以降に補給したもののについては、遡って返還していただきます。**

- 1 事業を廃止したとき、または事業を 3 か月以上休業したとき (事業所の改築又は改装による場合は 6 か月以上休業したとき)
- 2 事業を営んでいると認められなくなったとき
- 3 法人の場合、本店登記または活動実態 (本社機能) を区外に移したとき
個人の場合、確定申告書上の主たる売上のある事業所を区外に移したとき
- 4 申込みの内容に偽りがあったとき (申込みの内容と異なる使い方をしたときなど)
- 5 当該融資の期限の利益を喪失したとき
- 6 保証協会による代位弁済を受けたとき、または債務整理を行ったとき
- 7 優遇加算措置に該当しなくなったとき (商店会やハイライフいたばしを退会したときなど)
- 8 返済条件変更や延滞などにより、貸付当初の終回返済日を過ぎてしまったとき
- 9 その他公序良俗に反すると思われる行為があったとき

▶ 東京都中小企業制度融資 (信用保証料補助) との併用について (東京都制度)

板橋区の産業融資制度と東京都の融資制度双方の要件を満たす方は、区の利子補給と都の信用保証料補助との併用ができる場合があります。

対象となる方は以下のいずれかの区制度を利用する方です。

(P 5 ～制度名下に★がついている制度)

区 制 度	都 制 度	保証料補助
ものづくり設備資金融資	設備投資・企業立地促進	2 / 3
小口資金融資	小口 フリーランス 【小口零細企業保証制度】	1 / 2
小口資金融資 経営改善特例		
創業支援融資	創業	2 / 3
事業承継資金融資	事業承継一般	

※板橋区産業融資制度の『小口資金融資借換特例』は対象外です。
※一部対象外の金融機関があります。

※区の指定する上限利率内であっても、都の上限を超える利率で設定の場合、併用での利用はできませんのでご注意ください。

信用保証協会への申込時に追加資料の提出が必要となる場合があります。以下の東京都ホームページでご確認ください。

《東京都融資制度HP》

<https://www.sangyo-rodo.metro.tokyo.lg.jp/chushou/kinyu/yuushi/kuushi/>

区産業融資をご利用いただくことができない方

「区産業融資をご利用いただける方」のすべての要件を満たしている場合であっても、以下のいずれかに該当する方は、区産業融資をご利用いただくことはできません。

- 1 (公財)板橋区産業振興公社(旧(財)板橋区中小企業振興公社)または東京信用保証協会から代位弁済を受け、現に債務が残っている方、返済完了後6か月以内の方、もしくはその方の連帯保証人となっている方、及びその方が代表者である法人事業者
- 2 金融機関から取引停止処分を受けている方
- 3 会社更生法、民事再生法、破産法などに基づく法的手続き申立中の方または任意整理手続き中の方
- 4 3か月以上休業中の方(事業所の改築又は改装による場合は6か月以上休業の方)及び事業再開後1年が経過していない方
- 5 過去、産業融資について申込内容と異なる使い方をした方
- 6 借入金の返済(借換融資制度を除く)、税金の支払、生活費などのための資金として利用する方
- 7 東京都暴力団排除条例第2条に定める暴力団、暴力団員、暴力団関係者、規制対象者等
- 8 区内に事業所の実態がない方、または公序良俗に反する事業を営んでいるなど、区が不適当と認める方

区産業融資をご利用いただくことができない資金使途

- 1 既存の借入金の返済に充てるもの。ただし、借換資金融資及び小口資金融資借換特例を利用し、区あっせん融資の既存残高の返済に充てる場合は、利用することができます。
- 2 税金その他公課の支払いに充てるもの
- 3 自己又は親族の居住する住居、及び生活費にかかる資金等、事業に係わらないもの
- 4 対象外事業にかかる資金に充てるもの
- 5 事業主、法人の役員及び事業主又は法人の代表者と生計を一にする家族への報酬又は給料等に充てるもの
- 6 土地又は建物の取得費用に充てるもの
- 7 株式等の投資費用に充てるもの
- 8 割賦契約等により、支払をするもの及び既に支払が済んでいるもの
- 9 必要性のない資金その他産業融資制度にふさわしくないと認められる資金に充てるもの
- 10 改造車・4WD車及び必要以上の高級車や業務と無関係な装備を有する等、事業用と認められない車両の購入費用に充てるもの

よくあるご質問

Q 板橋区が貸付をしてくれるのですか。

A 貸付は金融機関が行います。ご利用をお考えの際は、11ページの取扱金融機関にご相談ください。

Q 本人以外が手続きをすることはできますか。

A 金融機関による代行が可能です。この場合、委任状は必要ありません。

Q 本店登記／自宅は板橋区ですが、事業所が板橋区外にあります。対象になりますか。

A 法人の場合、本店登記及び本社機能としての活動実態が区内にあれば対象になります。個人の場合、確定申告上の主たる売上のある事業所が区内にある必要がありますので、対象になりません。

Q 板橋区では1年以上の事業歴がありませんが、対象になりますか。

A 前住所地を含め、事業開始から1年以上の事業歴があれば、対象になります。納税確認書類は前住所地のものを用意する必要があります。

Q 個人で1年以上同事業を行った後、法人成りしました、法人成りからは1年未満ですが対象になりますか。

A 個人からの事業継続性(個人事業主の廃業届、法人設立届)が確認できれば対象になります。

Q どのような資金が融資の対象になりますか。

A 事業に必要な運転資金や設備資金が対象になります。ただし、自己又は親族の居住する住居、事業主・法人役員等への報酬、土地又は建物の取得などの費用は対象になりません。

Q 車両の購入は対象になりますか。

A 車両の用途が事業用不可欠な場合に限り、対象になります。ただし、事業内容や規模と比較して、必要以上の高級車や業務と無関係な装備を追加した車両(例:4WD、スポーツタイプ、寒冷地仕様、現行車種からの大幅なグレードアップ等)、自家使用の可能性のある車両は対象外となります。また、別途車両購入計画書の提出が必要です。

Q 「信用保証料補助金の返還について」という通知が送られてきましたが、なぜでしょうか。

A 区から信用保証料補助を受けた融資を繰上償還や条件変更を行い、信用保証料の一部が保証協会より返戻された場合には、差額分を返還していただくため、対象者に通知させていただきます。返還が行われない場合は、お支払いいただくまで区の融資制度が利用できない場合があります。

Q 板橋区以外にどのような公的融資がありますか。

A 主に、以下のものがあります。直接、お問い合わせください。

■ 東京都産業労働局 金融部金融課

03-5320-4877 <https://www.sangyo-rodo.metro.tokyo.lg.jp/>

■ 日本政策金融公庫 板橋支店

0570-032415 <https://www.jfc.go.jp/>

■ 商工中金 池袋支店

03-3988-6311 <https://www.shokochukin.co.jp/>

◆ 利率：固定金利 ◆ 償還方法：元金均等償還 ◆ 保証等：必要に応じて連帯保証・担保・東京信用保証 協会の信用保証を付けることとなります。

融資の種類		利用対象者・条件など		融資限度額	資金使途	上 限 利 率	融 資 期 間	区利子補給期間・割合（※注 5） 令和8年10月1日以降の申請について適用	
一 般 制 度	事 業 資 金 融 資	表紙の 利用 要件を 満たす 方	中小企業者	3,000 万円	運転・設備	長期プライムレート + 0.2%以内（※注 1）	7 年（84 か月）以内 （据置 6 か月以内含む ※注 2）	42 か月目 まで	5 割補給 （上限 2.5%）
	事 業 資 金 融 資 経 営 改 善 例		経営を改善したい、もしくは新しいことにチャレンジしたい中小企業者 ※ 拡張、転換（第 2 創業）でもご利用いただけます。 ※ 中小企業診断士による面談・経営診断が必要です。 ※ 完済前に同一制度の追加融資を申込むことはできません。	3,000 万円	運転・設備	長期プライムレート + 0.2%以内（※注 1）	7 年（84 か月）以内 （据置 6 か月以内含む ※注 2）	42 か月目 まで	7 割補給 （上限 3.5%）
	設 備 資 金 融 資		中小企業者	5,000 万円	設 備	長期プライムレート + 0.2%以内（※注 1）	10 年（120 か月）以内 （据置 1 年以内含む ※注 2）	60 か月目 まで	4 割補給 （上限 2.0%）
	借 換 資 金 融 資		以下の融資条件すべてに該当する中小企業者 ① 借換を行う既存融資がすべて板橋区の産業融資であること ② 借換を行う既存融資について 6 か月以上、約定どおり元金返済が継続されていること ③ 追加融資を含んでいること ※ 借換制度からの借換にはご利用いただけません。 ※ 追加融資の上限額は 3,000 万円となります。 ※ 複数の融資の一本化や、異なる金融機関で行った融資の借換にもご利用いただけます。 ※ 所定の「 <u>借換同意及び誓約書</u> 」が必要です。	5,000 万円 （追加融資は 3,000 万円 以内）	運転・設備	長期プライムレート + 0.2%以内（※注 1）	10 年（120 か月）以内 （据置なし） ただし既存融資の残りの返済 期間より長期とすること	42 か月目 まで	3 割補給 （上限 1.5%）

上記一般制度内で 3 本まで、残高 8,000 万円を限度として申込みできます。
ただし、同一融資を同一資金使途で 3 か月以内に申込むことはできません。（例）事業資金融資（運転）と事業資金融資（運転／併用）は不可。
（注 1）東京信用保証協会の信用保証割合が 100%（責任共有制度対象外）となった場合、長期プライムレートが上限利率となります。
（注 2）一括償還の場合、融資期間は 6 か月（据置は 5 か月）以内となります。

◆ 利率：固定金利 ◆ 償還方法：元金均等償還 ◆ 保証等：東京信用保証協会の信用保証を付けること となります（小口保証枠内）。

融資の種類		利用対象者・条件など		融資限度額	資金使途	上 限 利 率	融 資 期 間	区利子補給期間・割合（※注 5） 令和8年10月1日以降の申請について適用	
全 国 統 一 保 証 制 度	小口資金融資 ★ P2 東京都制度併用対象	表紙の 利用 要件を 満たす 方	小規模企業者（※注 3）	2,000 万円 （※注 4）	運転・設備	長期プライムレート以内	6 年（72 か月）以内 （据置 6 か月以内含む ※注 2）	36 か月目 まで	7 割補給 （上限 3.0%）
	経営改善特例 ★ P2 東京都制度併用 対象		経営を改善したい、もしくは新しいことにチャレンジしたい小規模企業者（※注 3） ※ 拡張、転換（第 2 創業）でもご利用いただけます。 ※ 中小企業診断士による面談・経営診断が必要です。 ※ 完済前に同一制度の追加融資を申込むことはできません。	2,000 万円 （※注 4）	運転・設備	長期プライムレート以内	6 年（72 か月）以内 （据置 6 か月以内含む ※注 2）	36 か月目 まで	8 割補給 （上限 3.5%）
	借 換 特 例		以下の融資条件すべてに該当する小規模企業者（※注 3） ① 借換を行う既存融資がすべて板橋区の産業融資であること ② 借換を行う既存融資について 6 か月以上、約定どおり元金返済が継続されていること ③ 追加融資を含んでいること ※ 借換対象は同一金融機関の融資に限ります。 ※ 借換制度からの借換および責任共有制度の対象となる融資の借換にはご利用いただけません。 ※ 所定の「 <u>借換同意及び誓約書</u> 」が必要です。	2,000 万円 （※注 4）	運転・設備	長期プライムレート以内	10 年（120 か月）以内 （据置なし） ただし既存融資の残りの返済 期間より長期とすること	36 か月目 まで	4 割補給 （上限 2.0%）

小口資金融資は責任共有制度の対象外となる全国統一の保証制度（小口零細企業保証制度）に準拠したものであり、東京信用保証協会の信用保証割合が 原則として 100%となります。
小口保証枠内（保証残高 2,000 万円以内）であれば、ご利用本数に制限はありません。また、一般制度と併用することもできます。
（注 3）中小企業信用保険法第 2 条第 3 項に定める小規模企業者：従業員 20 人以下（小売業・飲食業・卸売業・サービス業については 5 人以下 ※ NPO 法人は別途基準による）※臨時の使用人、会社役員、個人事業における家族従業員は従業員数に含みません。詳細は、信用保証協会にお問い合わせください。
（注 4）既存の信用保証協会の保証付融資残高との合計が 2,000 万円以下であることが要件です。
（注 5）応当月の毎月償還日が限度となります。（ ）内の上限は、融資実行利率に利子補給割合を乗じた利子補給利率の上限です。

◆ 利率：固定金利 ◆ 償還方法：元金均等償還

融資の種類		利用対象者・条件など		保証等	融資限度額	資金使途	上限利率	融資期間	区利子補給期間・割合（※注8） 令和8年10月1日以降の申請について適用	
特別制度	ものづくり設備資金 ★ P2 東京都制度併用対象	表紙の利用要件を満たす方	以下の融資条件すべてに該当する中小企業者 ① 日本標準産業分類表 大分類 E ー製造業（中分類 09 ～ 32）24 業種に該当する事業を営んでいて（主たる事業でなくてかまいません）、資金対象が製造業種であること ② 融資総額における対象設備資金の割合が 5 割以上あること ※ 対象設備資金とは、事業用機械・機器の購入・設置に係る資金または工場や事業所等の修繕等に係る資金をいいます。〔車両の購入、賃貸物件の修繕に係る資金等は含まれません〕 ③ 購入する機械・機器の設置場所、または修繕等を行う工場や事業所等の所在地が板橋区内であること。また、そのことが見積書等に明記されていること ※「設備投資計画書（東京都様式）」の提出が必要です。 ※ 既存のものづくり設備資金融資とあわせて 3 本まで、残高 8,000 万円を限度として申込みできます。ただし 3 か月以内に複数申込みできません。	必要に応じて連帯保証・担保・東京信用保証協会の信用保証を付けることとなります	5,000万円	設備 (運転との併用可)	長期プライムレート +0.2%以内 (※注6)	10年(120か月)以内 (据置1年以内含む ※注7)	60か月目まで	9割補給 (上限4.0%)
	持続成長支援融資 ※区より信用保証料半額補助あり		以下の融資条件すべてに該当する中小企業者 ① 直近 2 期分の決算において、付加価値額（営業利益、人件費、減価償却費の合計）が 1 期ごとに 1 %以上増加している方 ② 付加価値額を 3 期以内に概ね 9 %以上伸長する計画を策定し、計画の実行に取り組む方 ③ 持続成長についての計画が適正であると認められた方 ※ 中小企業診断士による面談・経営診断が必要です。 ※ 完済前に同一制度の追加融資を申込みことはできません。	東京信用保証協会の信用保証を付けることとなります 【信用保証料の補助及び返還について】 申込時に「信用保証料申請書兼請求書」をご提出下さい。融資実行後 1 ～ 2 か月を目途にご指定の口座に振り込みます。 繰上償還等を行い、東京信用保証協会から信用保証料が返戻された場合は、区へ信用保証料補助金を返還していただきます。	5,000万円	運転・設備	長期プライムレート +0.2%以内 (※注6)	8年(96か月)以内 (据置1年以内含む ※注7)	48か月目まで	8割補給 (上限3.5%)
	夏季・年末資金融資		中小企業者 ※受付期間は以下のとおり ① 令和 8 年 5 月 1 日～令和 8 年 6 月 30 日 ② 令和 8 年 9 月 1 日～令和 8 年 12 月 28 日 ※ 上記①②の受付期間内につき、各々 1 回限り利用可能です。	必要に応じて連帯保証・担保・東京信用保証協会の信用保証を付けることとなります	500万円	運転	長期プライムレート +0.2%以内 (※注6)	2年(24か月)以内 (据置6か月以内含む ※注7)	12か月目まで	7割補給 (上限3.5%)
	事業承継資金融資 ★ P2 東京都制度併用対象		以下の融資条件いずれかに該当する中小企業者 ① 事業承継を 5 年以内に行う計画を策定し、計画の実行に取り組む方 ② 事業を承継した日から 5 年未満であって、事業計画を策定し、承継後の経営の安定化等に取り組む方 ※ 中小企業診断士による面談・経営診断が必要です。 ※ 完済前に同一制度の追加融資を申込みことはできません。	必要に応じて連帯保証・担保・東京信用保証協会の信用保証を付けることとなります。（一般保証枠内）	5,000万円	運転・設備	長期プライムレート +0.2%以内 (※注6)	10年(120か月)以内 (据置1年以内含む ※注7)	60か月目まで	9割補給 (上限4.0%)
	商店街振興融資		以下の融資条件すべてに該当する商店街振興組合等 ① 主として中小企業者により構成されていること ② 事務局が区内にあること ③ 構成員の 3 分の 2 以上が区内に事業所を有していること ④ 構成員のおおむね全員が対象事業を営んでいること ⑤ 国・都・区の施策と密接なかわりのある事業を行う商店街振興組合法に定める団体であること ※ 総会等において、融資申込みによる借入れについて議決されている必要があります。また、その議事録を提出していただきます。	必要に応じて連帯保証・担保・東京信用保証協会の信用保証を付けることとなります。（一般保証枠内） ※ 原則として理事・役員の連帯保証が必要です。	8,000万円	運転・設備	長期プライムレート 以内	8年(96か月)以内 (据置6か月以内含む ※注7)	48か月目まで	7割補給 (上限3.0%)
	創業支援融資 ★ P2 東京都制度併用対象	以下の融資条件すべてに該当する方 ① 区内でこれから創業する方、または創業後 1 年未満の方 ② これから創業される場合は、申込日時点で事業を営んでいない個人である方。創業されている場合は、事業開始日時点で事業を営んでいない個人であった方。 ③ 事業計画が適正であると認められた方 ※ 中小企業診断士による面談・経営診断が必要です。 ※ 完済前に同一制度の追加融資を申込みことはできません。		東京信用保証協会の信用保証を付けることとなります。	2,000万円 (創業前の方は自己資金の範囲内が目安となります。)	運転・設備	長期プライムレート 以内	7年(84か月)以内 (据置1年以内含む ※注7)	42か月目まで	8割補給 (上限3.5%)

原則として創業支援融資は東京信用保証協会の信用保証割合が 100%（責任共有制度対象外）となります。ただし、条件によっては責任共有対象となる 場合もあります。

(注 6) 東京信用保証協会の信用保証割合が 100%（責任共有制度対象外）となった場合、長期プライムレートが上限利率となります。

(注 7) 一括償還の場合、融資期間は 6 か月（据置は 5 か月）以内となります。

(注 8) 応当月の毎月償還日が限度となります。（ ）内の上限は、融資実行利率に利子補給割合を乗じた利子補給利率の上限です。

お申込みに必要な書類

	✓	法 人		個 人	
		提出書類	注意事項	提出書類	注意事項
1	☐	産業融資申込書	令和 8 年 4 月版	産業融資申込書	令和 8 年 4 月版
2	☐	産業融資計画書		産業融資計画書	
3	☐	情報提供に関する同意書	小口資金融資（特例含む）を申込みの場合のみ ※金融機関代行の場合は不要	情報提供に関する同意書	小口資金融資（特例含む）を申込みの場合のみ ※金融機関代行の場合は不要
4	☐	借換同意及び誓約書	借換資金融資、小口借換特例を申込みの場合のみ	借換同意及び誓約書	借換資金融資、小口借換特例を申込みの場合のみ
5	☐	法人税確定申告書及び決算書一式 (全ページのコピー)	直近 2 期分	所得税確定申告書及び決算書一式 (全ページのコピー)	直近 2 年分
6	☐	法人都民税の納税証明書（原本） ※領収書は不可	上記 4 の決算期 2 期分と一致するもの	事業主の個人住民税納税証明書（原本） または 領収書（コピー） ※非課税の場合は「非課税証明書」（原本）	令和 7 年度 1 年分及び令和 8 年度最新納期到来分まで ※普通徴収の場合、納期はそれぞれ 6 月、8 月、10 月、1 月の末日 ※区外在住の方は板橋区に納付した事業所課税（均等割）の納税証明書または領収書
				軽自動車税の納税証明書（原本） または 領収書（コピー）	直近 1 年度分 ※対象となる車両を所有していない場合は不要 ※減免の場合は「減免決定通知書」のコピーが必要
7	☐	法人実印の印鑑証明書（原本）	発行後 3 か月以内の最新のもの	事業主の印鑑証明書（原本）	発行後 3 か月以内の最新のもの
8	☐	履歴事項全部証明書（商業登記簿謄本）（原本）	発行後 3 か月以内の最新のもの		
9	☐	営業許可証・開設届・資格取得証明書 等のコピー（許認可や届出、資格が必要な業種のみ）			
10	☐	設備資金（資金使途が「設備」）を申込みの場合は「見積書または契約書」（コピー可） ① 納品（工事）場所として板橋区内の事業所住所が明記されているもの（車両の場合は不要） ② 有効期限内のもの（有効期限の記載のないものについては発行後 1 か月以内のもの） ③ 原則として件名が「見積書」または「契約書」となっているもの（または左記に類するもの） ④ 宛名が法人名または個人事業主名となっているもの（屋号のみは不可） ※ 申込金額は見積金額以下である必要があります。 ※ 支払い済みおよび貸付実行前に支払いされる金額は、融資対象外となります。 ※ 支払い方法を割賦とした場合、融資対象外となります。 ※ 業務用車両の購入について、必要以上の高級車や業務と無関係な装備を追加した車、自家使用の可能性のある車は、融資対象外となります。また、車両購入計画書の提出が必要となります。 ※ 融資対象の設備設置場所は区内に限ります。区外の工場や店舗の設備増強・修繕工事等は対象外となります。 ※ 建物修繕や外壁工事において、その一部を自己又は親族の居住の用に供している場合、見積書の総額を床面積で按分することがあります。各床面積を確認できる書類（登記簿謄本のコピー等）を添付してください。 ※ 土地建物の取得、新築や建替費用は、融資対象外となります。不動産事業主でも認められません。			
11	☐	ものづくり設備資金融資を申込み場合は、対象業種を営んでいることを証明する書類（会社パンフレットや HP のコピー等）、「設備投資計画書（東京都様式）」 原則として、ご提出いただいた証明書類は返却いたしません。必要な方は、コピーをご提出ください。			
12	☐	商店街振興融資を申込み場合は、構成員の 3 分の 2 以上が区内に事業所を有していることがわかる書類、及び融資申込みの借入が総会等にて議決されていることがわかる議事録 原則として、ご提出いただいた証明書類は返却いたしません。必要な方は、コピーをご提出ください。			
13	☐	利子補給優遇を申込み場合は、優遇事由を証明する書類（詳しくは次ページ） 原則として、ご提出いただいた証明書類は返却いたしません。必要な方は、コピーをご提出ください。			

(注 1) 区、金融機関または東京信用保証協会より、必要に応じて上記以外の書類を求められることがあります。
(注 2) NPO 法人の方がお申込みの際は別途書類が必要になります。事前に区にお問合せください。

【各種証明書の請求場所】

●個人住民税、軽自動車税の納税証明書 ●印鑑証明書（個人実印）	板橋区役所 南館 1 階 2 番窓口または区民事務所 ※事業所課税（均等割）の問合せは北館 3 階 12 番窓口
●法人都民税の納税証明書	板橋都税事務所 板橋区大山東町 44-8 03-3963-2111
●印鑑証明書（法人実印） ●履歴事項全部証明書（商業登記簿謄本）	東京法務局板橋出張所 板橋区板橋 1-44-6 03-3962-7605（証明書発行窓口の専用電話）

利子補給の優遇加算措置

下記の表に該当する方が区の産業融資をご利用になる場合、融資の種類ごとに定められた利子補給割合に加算されます。

加 算 該 当 項 目		加算割合	必 要 な 書 類
商店街連合会に加盟している商店会に加入している ※利子補給期間中も加入していること		1 割	商店会加入証明書（融資申込書裏面）または直近の会費領収書の写し など
【板橋製品技術大賞】R6 年度以降に受賞	審査委員賞	1 割 3 割	受賞・採択の決定通知 など
【デジタル環境構築補助事業】 R6 年度以降に採択され、補助金の交付を受けた方		1 割	交付額決定通知書 など
【デジタル化・データ利活用推進助成金】 R8 年度以降に採択され、補助金の交付を受けた方		1 割	
【開発チャレンジ補助金事業】 R6 年度以降に採択され、補助金の交付を受けた方		1 割	
【いたばし人と未来を創る会社賞】R6 年度以降に受賞された方		1 割	受賞・採択の決定通知 など
【いたばし good balance 会社賞】R6 年度以降に受賞された方		1 割	
板橋区勤労者福利共済制度【ハイレイフいたばし】に加入している ※利子補給期間中も加入していること		1 割	会員カードまたは会費の領収書の写しなど
次世代育成支援対策推進法に基づく【一般事業主行動計画】を策定している		1 割	東京労働局の受付印のある一般事業主行動計画策定届の写しなど
板橋区健康づくり協力店 ※認定期間中の方		1 割	手続き完了のお知らせの写し など
ISO14001 取得企業、エコアクション 21 認証企業、板橋エコアクション継続取組企業（1 年以上継続的な取り組みがあること）		1 割	ISO・エコアクション 21：認証機関発行の登録証の写し（直近のもの） 板橋エコアクション：区発行の活動確認証の写し（直近のもの）
災害により事業所等がり災または被災した企業（証明を受けた日が R6 年度以降） ※大規模な災害に際し、臨時制度等の対応に変更する場合があります。		3 割	り災証明書、被災証明書の写し
事業主または法人代表者が実践型創業マスタースクールを受講修了している（R6 年度以降に受講修了した方）		1 割	マスタースクール受講証明書の写しなど修了を証明できるもの
認定支援機関または企業活性化センターで策定した経営改善計画に基づくモニタリングを受けている		1 割	「経営改善計画書」の写しなど、認定支援機関の名称や計画期間、モニタリング状況などが確認できる書類
板橋区簡易型 BCP 策定支援認定企業		1 割	修了証の写し
生産性向上特別措置法に基づく「先端設備等導入計画」認定企業 ※計画の認定対象となった設備の導入資金として申込み場合に利用可能		1 割	認定書 及び 先端設備導入計画の写し
「SDGs/ESG 経営推進支援事業」を R6 年度以降に修了		1 割	修了の通知 など

(注 1) 複数の項目に該当する場合は各加算割合を合算することができます。ただし各加算該当項目内の組み合わせでは加算割合を合算することはできず、また合わせて 10 割を越えることはできません。
(注 2) 利子補給割合が 1 割加算されるごとに、融資の種類ごとに定められた利子補給の加算上限率も原則として 0.5% 上昇します。

取扱金融機関一覧

令和8年 10月1日現在 102支店

	金融機関	支 店	所在地	電話番号	金融機関	支 店	所在地	電話番号			
都市銀行・地方銀行	みずほ銀行	板橋	本町 36-7	法人営業 オフィス 6631-9542 (注)	埼玉りそな銀行	和光市	和光市本町 2-1	048-461-5691			
		蓮根	志村 2-1-1(志村支店内)			戸田市	戸田市本町 1-4-1	048-441-5251			
		志村	志村 2-1-1			川口市	川口市栄町 3-7-1	048-253-3111			
		大山	豊・東池袋 1-18-1 (池袋支店内)			川口市	川口市領家 1-11-6	048-224-3133			
		池袋西口	豊・東池袋 1-18-1		群馬銀行	池袋	豊・池袋 2-1-6 群馬銀行池袋ビル 9 階・10 階	3984-1601			
		池袋	豊・東池袋 1-18-1			川口市	川口市栄町 3-11-11	048-251-7200			
		東武練馬	徳丸 2-6-1			和光市	和光市下新倉 1-1-1	048-462-8451			
		成増	成増 2-11-2	武蔵野銀行	岩槻	さいたま市岩槻区本町 3-15-18	048-756-3131				
	(注) ご相談は法人営業オフィス(千代田区神田錦町 2-11)にて承ります				板橋	上板橋 1-19-16 アソルティ上板橋 3 階	3932-1611				
	三菱UFJ銀行	板橋	板橋 4-11-1		5248-3001 (受付・問合せは板橋支店)	東和銀行	朝霞	朝霞市本町 2-6-28	048-464-7111		
		新板橋		本町 14-11			板橋本町	3961-6181			
		滝野川					中板橋	3972-3221			
		大山					上板橋	常盤台 4-33-12	3934-1511		
		大山駅前		小豆沢 2-18-7			赤塚	板橋	板橋 1-17-1	3963-3681	
		志村					滝野川	北・王子 2-24-1 エムズビル 1・2 階	6903-3582		
		志村坂上					西池袋	豊・東池袋 2-61-3	3984-5851		
		高島平	下赤塚駅前	赤塚新町 1-20-6			3931-0610	東池袋	豊・東池袋 2-61-3	3983-3221	
	三井住友銀行	池袋	豊・南池袋 2-28-10	3984-2131	山中央銀行	荻窪	杉・南荻窪 1-42-15	3331-0101			
		高島平	高島平 1-83-1	0570-043-195		阿波銀行	東京城北	北・王子 2-30-3 2 階	3927-1051		
		板橋	常盤台 1-44-6	0570-032-495			東京板橋駅前池	中板橋	中板橋 8-8	3962-4501	
		ときわ台			豊・西池袋 2-41-8 3F	3971-4126					
	成増	板橋 3-1-1			3962-1131	東日本文庫	大光銀行	東京	豊・西池袋 2-40-13 池袋デュプレックスビル 12 階	3988-1221	
	志村	常盤台 2-6-6	3960-6101								
	りそな銀行	成増	成増 2-21-6	3930-3181							
信用金庫・信用組合	朝信用金庫	板橋	熊野町 11-8	3957-2101	瀧野川信用金庫	中板橋	仲町 36-8	3956-3126			
		赤板	豊・池袋本町 2-39-12	3986-2831		上板橋	常盤台 4-20-10	3935-8411			
		池袋本町	志村 2-26-12	3967-9131		徳丸	徳丸 5-5-15	5399-5711			
		志村	大谷口上町 90-4	3972-7171		赤羽	北・東十条 5-5-10 (東十条支店内)	3902-1191			
	東京シティ信用金庫	板橋	豊・西池袋 5-4-6	3984-3551	東信用金庫	浮間	北・浮間 4-13-1	3967-6241			
		池袋	大山町 3-5	3956-4136		板橋	板橋 1-42-18	3961-1601			
		大山	練・北町 1-30-4	3931-0131		常盤台	前野町 6-4-14	3960-0121			
		北町	蓮根 1-28-14	3960-4271		志村	小豆沢 1-13-8	3960-2131			
	西信用金庫	蓮根	練・栄町 44-7	3993-7611		成増	成増 3-11-3	3938-0151			
		江古田	練・氷川台 3-33-3	3937-0411		東武練馬	徳丸 3-5-19	3935-2111			
		氷川台	豊・南池袋 2-28-13 3 階	5955-3101		高島平	高島平 1-56-3	3937-2111			
		池袋	板橋 2-67-8	3961-5371		新高島平	高島平 4-23-1	5997-1211			
	東信用金庫	大山町	22-5	3956-1161		巢鴨信用金庫	幸板橋栄町	受付・問合せは 板橋南営業センター 幸町 19-3 2 階 (幸町支店内)	6909-3931		
		志村	小豆沢 1-11-7	3966-0136			東新町	板橋 1-42-13 4 階	6909-6080		
		志村坂下	東坂下 2-16-4	3968-0481			板橋			豊・南池袋 1-21-10	3988-6311
		成増	成増 1-29-7	3930-7136			十条			北・上十条 3-15-2	3908-6111
		上板橋	桜川 3-21-11	3559-1491			下板橋			豊・池袋本町 4-37-9	3986-0171
		城信用金庫	常盤台	南常盤台 1-22-5			3956-1151	文化産業信用組合	本店	千・神田神保町 1-101	3292-8281
	上板橋		坂下 2-16-8	3960-7181	中ノ郷信用組合	板橋	蓮根 2-19-14	3966-2271			
	志村		赤塚 7-18-14	3938-1151	大東京信用組合	常盤台	前野町 2-4-2	3969-2535			
	赤塚		北・浮間 3-18-6	3965-1151	東京あおば農業協同組合	板橋	上板橋 2-18-14	3932-1131			
	浮間		北・十条仲原 3-13-1	3907-1151		赤塚	四葉 2-8-3	3930-0115			
	十条		北・赤羽西 1-40-5	5993-1251		※東京あおば農業協同組合は東京都信用保証料補助の併用利用 (P2) の対象外となります。					
	赤羽西口		豊・西巣鴨 1-12-1	3915-1151							
	巢鴨		練・田柄 3-13-15	3825-1311							
	芝信用金庫	田柄									